

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
1	募集要項	1	2 指定管理者が行う業務の概要	シェアサイクルの運用について、「一部駐輪場においてシェアサイクルのポートを設置しており、シェアサイクルポートの管理運営は民間事業者が行うため、指定管理者業務に含まれません。」とありますが、該当駐輪場に機械化（ゲート式）の提案をすること可能でしょうか。可能な場合、出し入れが出来なくなりますがよろしいでしょうか、ご教示ください。	シェアサイクルのポートを設置している駐輪場を機械化（ゲート式）する場合、必要に応じてポートをゲート式の影響を受けない駐輪場敷地内や、周辺施設へ移設するなどの対応を検討しますので、提案いただくことは可能です。
2	募集要項	2		「今後シェアサイクルポートを新たに追加及び廃止する場合があります」との記載がありますが、指定管理地内の駐輪場収容台数を変更した場合、収入に影響が出る場合は、協議の対象としてお取り扱い頂けるのでしょうか。	シェアサイクルポートは、自転車等駐車場の利用状況や利便性を踏まえた上で収入にほとんど影響のない範囲での設置を前提としているため、協議の対象とは考えておりません。
3	募集要項	2		堺東駅前瓦町公園地下、中百舌鳥駅前地下、新金岡駅前西第1において駐輪場の改修を予定されているとのことですが、改修に伴い施設の一部閉鎖に伴う利用料の減収や人件費等の経費が増加した場合は、協議の上、その影響額を貴市から指定管理者へ補填されるという認識でよろしいでしょうか。貴市の見解をご教示ください。	駐輪場の閉鎖が必要な場合は、閉鎖前に代替駐輪場を整備する計画をしております。 リスク分担表に基づく協議は可能ですが、補填等の対象となるかはその都度判断することになります。
4	募集要項	2	2 指定管理者が行う業務の概要	「堺東駅前瓦町公園地下、中百舌鳥駅前地下、新金岡駅前西第1において駅周辺の再開発等に合わせた駐輪場の改修等を予定しています。」とありますが、仮に一時閉鎖等があった場合、想定している売上について納付金調整や指定管理料での補填などをご協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。	番号3と同じ

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
5	募集要項	4		<p>放置自転車対策に係る、別途委託業務の費用はどのように決定されるのでしょうか。事業者決定後に見積合わせがあるのでしょうか。</p> <p>また最低賃金などを加味すると委託料はむしろ減額している傾向ですが、毎年仕様（啓発・撤去エリア、実施回数）が変わるという認識になるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。事業者決定後に見積合わせを実施します。</p> <p>また業務の仕様は毎年変更しており、今後も提案をもとに、仕様を改善する事が可能です。</p>
6	募集要項	5	7管理経費等 (2) 管理運営経費	<p>2027年末にて製造が中止される蛍光灯について、未更新、未施工の照明器具は貴市において整備されるのでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>照明器具については、本市で改修する計画をしております。</p> <p>但し、2027年末までに全ての施設の照明器具の整備を完了することを確約するものではありません。</p>
7	募集要項	5	ア人件費	<p>提案時の想定を超える最低賃金の上昇があった場合、納付金調整・指定管理料の支払い等、協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>番号29と同じ</p>
8	募集要項	5	管理経費等 ウ 機器借上料 資料4 リース物件（定期券自動販売機等）一覧表について1	<p>再リース終了後に当該機器を撤去し、別の管理方式へ移行することは可能でしょうか。可能な場合、その際の撤去可否や条件（承認手続き・費用負担・資産除却手続き等）についても併せてご教示ください。</p>	<p>利用者サービスの向上を目的に、新たな定期券自動販売機に入れ替えていただくことも可能です。その場合、現在のリース契約解除にかかる違約金および機器の撤去費用等は次期指定管理に負担していただくこととなります。再リース終了時の機器撤去費用等についても次期指定管理者負担となります。なお、全部又は一部のリース契約を承継する場合でも、リース会社との契約条件が合わない可能性があることから、リース物件の承継を本市が保障するものではありません。</p>

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
9	募集要項	5.6	機器借上料（資料4）	リース物件は引継ぐものとありますが、各物件は現在再リース物件となっております。指定期間内において機器更新などが必要となった場合、リース料の負担は貴市もしくは指定管理者どちらのものになるのでしょうか。指定管理者負担となる場合、費用増における協定変更はなされる予定でしょうかご教示ください。	リース料の負担は指定管理者の負担となります。また、協定変更の予定はありません。
10	募集要項	6		貴市に相談となりますが、利用率が悪い施設の二段ラック上段部分を撤去する許可が下りた場合、撤去した上段ラックは保管しておくのか、または処分するのかご教示ください。	上段部の撤去に際しては、駐輪場ごとに撤去の可否および保管処分について別途協議とします。
11	募集要項	6	(7)駐輪場の原状変更について	北花田駅前地下にある2段ラック上段について、利用者の利便性を向上する目的で撤去した場合であっても、指定管理期間終了時に現状復旧の対象となりますでしょうか。	上段部の撤去に際しては、駐輪場ごとに撤去の可否および保管処分について別途協議とします。北花田駅前地下についても、撤去台数等協議願います。
12	募集要項	7	堺市機械化等導入施設一覧	現業者の設置機器の仕様をお示しいただいておりますが、ラック台数については指定管理者側で判断して台数を増減しても良いという認識でよろしいでしょうか。	駐輪場敷地内での台数増は問題ないと考えますが、減数は利用者数の状況を踏まえ協議願います。
13	募集要項	7	堺市機械化等導入施設一覧	現業者で設置している機器については、利用者の利便性を考慮すると事業開始後に入れ替えることが妥当と考えますが、事業者間に柔軟に対応するという認識でよろしいでしょうか。また同機器そのものは現業者負担で原状回復するという認識でよろしいでしょうか。	現事業者が設置した機器については、現事業者負担で原状回復を行っていただきます。 機器の入れ替えが必要な場合には、本市、現事業者及び新事業者の協議によるものとします。

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
14	募集要項	8	7 管理経費等 (9) 併設施設の経費の取扱い 才堺東駅の堺東駅前瓦町公園地下駐輪場について	堺銀座西商店街振興組合に対してアーケードの維持補修費や電気使用料の一部負担について、負担額を定めた協定等の内容を、ご教示ください。	負担金は、設備の維持・管理に要した費用から当該費用に対して第三者から受け入れる補助金等を控除した額を、設備の維持・管理に関係する者が利用する沿道の土地の間口延長により按分し算出するものとする。ただし、算出した額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 なお、商店街全体間口延長は、L=331.23mで、駐輪場間口延長は、L=7.05mとなっています。 令和6年度負担金：11,583円/年
15	募集要項	8	8 利用料金等 (1)	「利用料金の額は条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。」とありますが、本公募において次期指定管理者が現行の料金から変更した料金を提案した場合、次期指定期間の開始日である令和8年4月1日から変更後の利用料金で運営を開始することは可能でしょうか。 市長の承認を含めた利用料金変更手続きの流れおよび手続き開始から利用料金変更までに要する期間の目安をご教示ください。 また、基本協定締結後でなければ手続きが開始できないなどの制約はあるのでしょうか。制約がある場合、基本協定締結時期等をご教示ください。	次期指定管理者は令和8年4月1日の指定期間開始までに利用料金の申請を行い、市長の承認を受ける必要があります。そのため、この時点で現行の料金から変更した料金で申請・承認を受けていれば令和8年4月1日から変更後の利用料金で運営を開始していただくことが可能です。 手続きの流れ等は以下のとおりです。 ①次期指定管理者から利用料金の申請書類を提出していただく。 ②市の決裁後、次期指定管理者に宛てに承認書を交付する。(①から2週間程度) ③市が利用料金の公告を行う。(②から10日程度) 利用料金の申請手続きは基本協定書の締結後に行っていただけます。基本協定書は次期指定管理者の指定後から指定期間開始前までに締結することとなっているので、利用料金の申請から公告までに要する期間を考慮すると、指定期間開始1ヶ月前が基本協定書締結時期の目安になります。

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
16	募集要項	9	(4) インボイス制度への対応	現在設置されている精算機、定期更新機等において、領収証に記載させる事業者名等の変更に係る費用については、新たな指定管理者が負担することになるのでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおり、事業者名等の変更に係る費用については次期指定管理者に負担していただくこととなります。
17	業務仕様書	1	4 業務内容 (1) 施設の管理に関する業務 ア施設の使用許可業務 (ウ) 定期使用許可	定期の新規および更新受付期間は決まっていますでしょうか、また指定管理者が期間を変更することは可能でしょうか、ご教示ください。	定期の受付期間は、その受付方法により変わると考えております。契約後別途協議とお考え下さい。
18	業務仕様書	2	イ (ウ)	利用料金の徴収方法について、「現金のほか、キャッシュレス決済・・・を導入すること。」との記載がありますが、全施設・全利用区分の徴収において現金およびキャッシュレス決済に対応する必要があるということでしょうか。その場合、現在一部施設でコインポストによる料金徴収を行っておりますが、そちらについても設備を撤去の上、キャッシュレス決済に対応した設備を導入する必要があるでしょうか。	キャッシュレス決済の導入に関しては、各事業者の提案を求めるものであり、全施設・全利用区分の利用料金の徴収で強要するものではありません。
19	業務仕様書	3		各駅に配置する現場管理責任者（現場管理代行者）は営業時間内に常駐する必要はあるのでしょうか。また、同じ人物が複数の駅の現場責任者（現場管理代行者）を兼任してもよいでしょうか。	従事者を配置する時間帯は現場管理責任者が常駐することとします。 同じ人物の現場責任者の兼任は構いませんが、同時に複数駅の兼務は不可となります。

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
20	業務仕様書	4		コールセンターは全業務共通の窓口でもよろしいでしょうか。	<p>本業務および別途委託する放置自転車対策の啓発、撤去運搬、保管返還業務は、それぞれが連携することで業務の効率化を図ることができると共に、自転車利用者の声を共有することが可能となり、また利用者に最も使用しやすい駐輪場を各業務から積極的に案内できることから、全業務は密接不可分のものと考えます。</p> <p>全業務をスムーズかつ確実に連携させる目的で、共通の窓口を設置し一体的な管理を実施する事は市の意向に沿うものです。</p> <p>また共通窓口とする場合、本業務と別途委託の「放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務」でコールセンターに係る費用の按分をおこないます。</p>
21	業務仕様書	6	(2) 施設等の維持管理に関する業務	2027年末までに蛍光灯の製造等が禁止されるため駐輪場照明のLED化が必要となりますが、その費用は市と指定管理者のどちらが負担するのでしょうか。仮に負担が指定管理者である場合、対象駐輪場の照明設備のLED化の進捗についてご教示ねがいますでしょうか。	番号6と同じ
22	資料1		自転車等駐車場施設概要及び管理運営状況	資料1に掲載しております施設数は80か所ですが、募集要項1頁 2指定管理者が行う業務の概要の冒頭では、市内22駅、81か所の駐輪場とありますがどちらが正しいのでしょうか。81か所でしたら概要等も、ご教示ください。	公募対象の駐輪場は、81か所ですが、【資料1】および【様式7】には現在閉鎖中の光明池駅南第5自転車等駐輪場は含まれておりません。光明池駅南第5を除く80か所で提案してください。
23	資料3		収支状況等「堺市立自転車等駐車場 全体」	「使用料及び賃借料」のうち「土地借上料」については指定管理者の負担となるのでしょうか。	「土地借上料」は本市負担とします。

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
24	資料3		収支状況等から鑑みる貴市の募集方式に関するお考えについて	<p>現在の募集要項では、複数駅をまとめた募集となっており、駅ごとの収支計上や労務管理を前提とした運営体制が求められています。この方式は、経理・労務部門を本格的に整備している大規模事業者や業界大手には対応可能である一方、地域密着型の中小事業者や新規参入事業者にとっては、事務負担や人員確保面で高い参入障壁となり得ます。</p> <p>そこで以下についてお伺いします。 参入機会の確保、経理・労務体制の要件、公平性の観点について貴市はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>鉄道路線ごとの収益状況の偏りや、事業者の安定性、サービス水準の統一、共同企業体としての応募が可能であることなどを勘案した結果、今期はこの方式で募集することとしたものです。</p>
25	資料3		収支状況等の「全体」の収入項目について	<p>資料3「収支状況等」1 ページ全体において、収入部門に「その他（支援金）」の項目が計上されていますが、この支援金はどのような趣旨・根拠に基づき、交付されているものでしょうか。具体的な内訳や算定基準についてもご教示ください。</p>	<p>令和3年度には、「堺市指定管理者管理運営継続支援金交付要綱」に基づき、新型コロナウイルス感染症により、管理運営に支障が生じている指定管理者に対し、その管理運営の継続を支援するため、令和元年度の利用料金等の収入の総額に15%の割合を乗じた額で、上限額の3000万円を交付。</p> <p>また、令和5年度には、「堺市光熱費高騰に伴う指定管理者管理運営継続支援金交付要綱」に基づき、光熱費の高騰の影響を受けた指定管理者に対し、管理運営の継続を支援するため、光熱費支援基礎額（令和4年度の支払額×光熱費上昇額）の合計に2分の1を乗じた金額を交付。</p>

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
26	資料3		収支状況等「全体」の収支差について	<p>資料3「収支状況等」において、直近年度を含め通年で支出が収入を上回る形で赤字計上されていますが、指定管理業務は本来、長期的に持続可能な運営が前提となると考えます。</p> <p>そこで以下についてお伺いします。</p> <p>1. この赤字は会計上の一時的な要因（減価償却や特定年度の設備更新等）によるものでしょうか。それとも、実際の資金収支ベースにおいても赤字運営となっているのでしょうか。</p> <p>2. 仮に資金収支ベースでも赤字であれば、運営を継続するための財源（内部留保や補助金、金融機関借入など）はどのように確保しているのかお示してください。</p> <p>3. 今回の募集要項においても同様の収支構造が前提となる場合、新規参入事業者が持続可能な経営を行える条件になっているとお考えでしょうか。</p> <p>4. この状況から、本募集は、DXの導入により、サービス水準を維持したまま管理員の配置人数の省力化・適正化を図る提案を期待するという理解で相違ございませんか。</p>	<p>1.2、指定管理者の運営内容については、お答えできません。</p> <p>3、同様の収支構造では経営の持続が困難であると考え、4の提案を視野に入れた収支改善を求めています。</p>
27	資料3			<p>資料3「収支状況等」において、直近年度を含め通年で支出が収入を上回る赤字計上となっておりますが、そもそも赤字となっている主な要因は何でしょうか。</p>	<p>指定管理者の運営内容については、お答えできません。</p> <p>ただし本市の見解では、人件費の高騰及び新型コロナウイルス感染症等の影響により利用者数が減少したことが原因ではないか考えています。</p>

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
28	資料4		リース物件（定期券自動販売機等）一覧表について2	既存ゲートシステムを撤去可能になった場合、ゲート管理に代わる管理方法（例：遠隔監視型顔認証ゲート方式、ICタグ認証方式等）により定期利用者の入出場管理を行うことは可能でしょうか。可能な場合、その際に必要となる条件（設備仕様、セキュリティ基準、事前承認手続き等）があればご教示ください。また、ゲートシステムそのものを活用せずに定期管理を行うご提案はできるでしょうか。	質問にあるゲート管理に代わる管理方法について、本市では導入実績がなく、条件についても前例がありません。提案に際し貴社よりその仕様をお示しください。 ゲートシステムを活用しない定期管理について、利用者の利便性ほか現在の機能を下回らないものとします。
29	資料11		リスク分担表	令和6年11月閣議決定された総合経済政策に記載のあるとおり、日本国内における最低賃金は「2020年代に全国平均1,500円（令和8年度以降単年平均95円程度）を目標とする」とあり、今後も過去に類を見ない最低賃金の上昇幅となることが予想されますが、本公募において人件費（最低賃金）の上昇幅をどの程度で考えておりますでしょうか。具体的な数値でお示しください。また、最低賃金の大幅な上昇があった場合においても、協議等の対象となりませんか、ご教示ください。	人件費(最低賃金)の上昇幅については、総合経済対策を参考に上昇分を見込んでおります。 最低賃金の大幅な上昇は、リスク分担表の物価・運営費の膨張に含まれることから、指定管理者負担になりますので協議等の対象にはなりません。
30	資料13		設備等保守管理業務一覧（施設設備保守点検業務）コンベア保守点検業務	該当施設では、中百舌鳥駅前地下、北野田駅前地下、北花田駅前地下とありますが、中百舌鳥駅前西第3と榎・美木多駅前南1にもコンベア設備がありますが、この2施設は保守点検の対象外ということでしょうか。ご教示ください。	記載漏れです。中百舌鳥駅前西第3と榎・美木多駅前南1についても保守点検対象となります。

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
3 1	資料13		設備等保守管理業務一覧（施設維持管理業務）	<p>有料自転車等駐車場常駐警備等業務及び有料自転車等駐車場巡回警備等業務について、該当施設を機械化により無人対応や勤務時間削減を行った場合、業務頻度にある常駐警備時間は変更されるのでしょうか、ご教示ください。</p> <p>例1) 堺市駅 機械化により無人対応にした場合            →常駐警備時間は午前4時45分～午前1時20分と営業時間中は常駐警備配置となりますか。            例2) 堺市駅 配置ポストを午後9時までを午後8時に変更した場合            →常駐警備時間は午後8時45分からは、午後7時45分～午前1時20分に変更になりますか。</p>	<p>機械化により無人化した場合、ゲートの機械化だけでなく、防犯管理も実施した場合、常駐警備は不要と考えます。ただし、地下駐輪場など利用時間外でシャッターが閉鎖される駐輪場については、閉鎖前の巡回警備が必要です。</p>
3 2	資料13		設備等保守管理業務一覧（施設維持管理業務）	<p>業務頻度に「常駐警備」とありますが、記載の時間帯に各駐輪場に警備員が常駐しているのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3 3	資料17		自転車等駐車場平面図	<p>資料にある21施設以外の平面図をデータでいただけないでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>現在公開している資料以外の平面図はありません。</p>
3 4	資料18・19		条例、条例施行規則	<p>収入予算については、提案における料金設定（条例に定める限度額の範囲内）で算出したものでよろしいでしょうか。            また、条例に定める限度額の変更等を提案することは可能でしょうか。その場合、収支予算には反映させず、条例改正がなされた場合に協定等を変更することになりますでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>収入予算については、提案における料金設定で算出してください。            また、条例に定める限度額を超える提案は不可とします。</p>
3 5	様式 6			<p>指定管理者事業計画書（企画提案書）を作成するに際し、注意事項は何かありますか</p>	<p>ページ数が多岐にわたりますので、事業者が重要と考えている内容が、伝わりやすいように、太字や下線を引いていただくなど強調表示していただきますようお願いいたします</p>

堺市立自転車等駐車場指定管理者募集にかかる質問書の回答について

番号	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
36	様式6			各設問A4用紙2枚以内とありますが、マニュアル類や参考資料を別添資料という形式でお示ししてもよろしいでしょうか。また、枠の大きさの変更や不要な設問の削除（単独で応募する場合はグループ応募に関する設問の削除等）を行ってもよろしいでしょうか。	マニュアル類や参考資料を別添資料という形式で別添いただくことは可能ですが、事業提案内容そのものを別紙に記載することは認めておりませんので、事業計画書は簡潔に要点をまとめて記載してください。 記載されている設問や下に記載されている〇枚以内で記述、グループ応募の場合は…などは削除しないでください。また、フォントの大きさや字体は制限しておりません。
37	様式6		(5) ③駐輪環境の向上について	放置自転車対策に係る、別途委託業務の仕様（啓発手段、撤去巡回サイクル・回数）は提案内容により委託金額も変わるという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおり、提案された内容をもとに実施方法等を協議し、委託金額を決定します。 市は本公募について、番号20で示した通り放置自転車対策業務と密接不可分であるという前提で作成しており、選定基準もウェイトを大きくしています。各社事業提案については、このことを十分に理解の上、提案いただきたいと考えます。